

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、その翌日)

増進センター（第八十八条・第八十九条）に改める。

第十一条生活安定対策室の項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。

第十一条生活安定対策室の項中第三号の次に次の一号を加える。

四 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の施行に関すること。

第十一條商工指導課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第十八条の表の鳥取県地方港湾審議会の項中「県が管理する地方港湾」を「県が管理する重要港湾及び地方港湾」に改める。

第四章第三節の二第八款を次のように改める。

第八款 健康増進センター

（名称及び位置）

第八十八条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号）第二条の規定により設置された健康増進センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立健康増進センター	鳥取市

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八款 削除（第八十八条・第八十九条）」を「第八款 健康

第八十九条 健康増進センターは、県民の身体的精神的健康を増進するための健康の診断、指導その他の事務を分掌する。

附則

この規則は、昭和五十年十月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第五十七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第百六十四号中「百円」を「二百円」に改め、同表第百六十五号中「三百円」を「六百円」に改め、同表第百六十五号の二中「百円」を「三百円」に改め、同表第百六十五号の三中「四百円」を「千円」に、「七百円」を「千五百円」に、「千百円」を「三千円」に改め、同表第百六十五号の四中「百円」を「二百円」に改め、同表第百六十六号中「百五十円」を「四百円」に改め、同表第百七十九号を次のように改める。

百七十九 船籍票交付手数料

知事が船舶の検査を行ふ場合

一隻につき 一万四千円

別表第百七十九号の次に次の一号を加える。

百七十九の二 小型船舶検査手数料	一隻につき 一万二千円
全部の検査又は測度甲板下全部の検査を行う場合	一隻につき 八千円
その他の検査を行う場合	
別表第百八十号を次のように改める。	
百八十 船籍票記載事項変更手数料	
総トン数又は純トン数の変更に係る場合	
別表第百八十一号から第百八十三号までの規定中「三百円」を「千円」に改め、同表第百八十四号中「百円」を「五百円」に改め、同表第百八十五号中「五十円」を「二百円」に改め、同表第百八十六号を次のように改める。	
その他の場合	
別表第百八十一号から第百八十三号までの規定中「三百円」を「千円」に改め、同表第百八十四号中「百円」を「五百円」に改め、同表第百八十五号中「五十円」を「二百円」に改め、同表第百八十六号を次のように改める。	
百八十六 小型漁船積量測度手数料	
全部の積量の測度又は測度甲板下全部の積量の測度を行う場合	
その他の積量の測度を行う場合	
別表第百九十四号中「五千円」を「一万円」に改め、同表第百九十四号の二中「千円」を「二千円」に改め、同表第百九十四号の三中「八千円」を「一万六千円」に改め、同表第百九十四号の四中「三万円」を「七万円」に改める。	

この規則は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、別表第百六十

五号の三及び第百九十四号の二の改正規定は、昭和五十年十一月十日から施行する。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の警察の警察本部の項中

室 長

を

場 室
長

に改
める。

附 則

この規則は、昭和五十年十月一日から施行する。